

京都市告示第92号

京都市市民防災センターの指定管理者である一般財団法人京都市防災協会から、京都市市民防災センターの臨時開所について、京都市市民防災センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成31年4月15日

京都市長 門川 大作

臨時に開所する日

平成31年4月30日（火）

（理由）

天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成30年法律第99号）の施行に伴い、同法に基づき休日となる日を臨時に開所するため

（消防局総務部総務課）